

《挑戦！まつだマイスター検定》

松田山の斜面には、植栽されているツツジで、ある絵柄が描かれています。その絵柄とは何でしょうか。(答えは次号)

第2回 まつだマイスター検定を

6月18日(日)に実施します！

【問い合わせ】 政策推進課 経営戦略係 ☎(83) 1222

町では、6月と12月の年2回、まつだマイスター検定を実施します。

第2回は6月18日(日)午前10時から松田町役場庁舎で開催します。90点以上獲得した方は、「おもてなしマイスター」として認定し、特製ポロシャツを進呈。初めての方も前回借しくもマイスターとなれなかった方も、ぜひご参加ください。

この検定は町の歴史や文化、観光などの知識を競うことを通じて、町の魅力を再発見し、愛着や誇りを育てていただくことを目的としています。町内外問わず、たくさんの方の受検をお待ちしています！

まつだマイスター検定 申し込み方法

ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を明記の上、次の宛先へご送付ください。

また、町公式サイトからも応募できます。

〒258-8585

松田町役場

「まつだ検定担当」

まで

締め切り
6月8日(木)
必着

※受検者には締切日以降に受検票を送付します

※受検者数によっては、受検会場が変わることがあります

行政相談委員

2人を再任

行政相談委員として、**岩本克雄**さんと**鍵和田実**さんが4月1日付けで再任されましたので、お知らせします。

行政相談委員は総務大臣から委嘱を受け、国の行政機関などの業務に関する相談に応じ、相談者に必要な助言などを行うボランティアです。

社会福祉、医療保険、年金、労働環境などでお困りのことがありますら、お気軽にご相談ください。毎月15日頃に定例相談(月1回)を開催します。日程は広報おしらせ号をご確認ください。

【問い合わせ】

町民課 窓口サービス係 ☎(83) 1225

飼い主のいない猫 対策セミナーを開催しました



身近な問題とあって、たくさんの質問が出されました。

3月26日に役場会議室で、野良猫を巡るトラブルを解決するヒントを学ぶ「飼い主のいない猫対策セミナー」を開催しました。NPO法人ねこだすけ代表理事の工藤久美子さんと、横浜市保健所職員で獣医師でもある黒澤泰さんの貴重な話が聞けるとあって、約40人が参加し、真剣に耳を傾けました。トイレづくりの実演や質問コーナーは盛況でした。

【問い合わせ】環境上下水道課 環境係 ☎(83) 1227

町の人事異動

3月31日付で町職員の退職並びに4月1日付で採用などがありましたのでお知らせします。(敬称略)

【退職】

- 佐藤 利明 (町民課)
- 小林 賢吾 (総務課)
- 山口 洋一 (観光経済課)
- 高橋 恭子 (寄小学校)
- 川本 寿一 (町民課)
- 三木 萌海 (出納室)
- 山崎 麻美 (松田幼稚園)

※()内は退職時所属

退職者の方におかれましては、長年にわたり町政にご尽力いただき、たいへんお疲れ様でした。

【採用】

■新採用

- 青山 由里 (政策推進課)
- 村上 聡明 (町民課)
- 井上 佑季 (教育課)
- 米山 愛莉 (観光経済課)
- 渡邊 貴寛 (まちづくり課)
- 鍵和田幸義 (総務課)
- 澤地 莉子 (松田幼稚園)

■再任用

- 小林 賢吾 (町社協、町シルバー人材センター)
- 佐藤 利明 (寄出張所) ※短時間勤務
- 高橋 恭子 (寄小学校) ※短時間勤務

【交流職員】

■交流終了

- 依田 貞彦 (環境上下水道課【町社協、町シルバー人材センター】)
- 井上 和篤 (安全防災担当室【小田原市】)
- 芹野 慎司 (小田原市【安全防災担当室】)

■交流開始

- 重野 寿利 (小田原市【政策推進課】)

※交流職員の【 】内は旧所属

【問い合わせ】総務課 庶務係 ☎(83)1221

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

平成28年度



	情報公開請求	個人情報開示請求
公開	2件	1件
一部公開	5件	0件
非公開など	2件	0件
合計	9件	1件

情報公開制度・個人情報保護制度とは

情報公開制度では、公平で開かれた町政を推進するため、町が保有する行政文書を皆さんの請求に応じて公開しています。

個人情報保護制度では、町が保有する個人情報の保護と利用について運用方法を定めています。また、自分の個人情報(自己情報)を開示請求することなどができます。

制度運用状況について

平成28年度の情報公開請求の件数は、公開されたものが2件、個人名などの部分を除いて公開したものが5件、文書の不存在により公開拒否決定したものが2件で計9件となりました。

個人情報開示請求の件数は1件でした。また、平成28年度の個人情報を取り扱う町の事務件数は458件となります。

○請求について

【請求できる方】 行政文書の公開請求は、松田町民だけでなく、どなたでも請求することができます。

個人情報の開示を請求できるのは、本人または法定代理人などです。

【請求方法】

所定の請求書に氏名・住所・行政文書の名称などを記入して提出していただきます。

□頭または電話による請求はできません。個人情報の開示請求の場合は、本人または代理人であることを証明する書類が必要になります。

【手数料】

写しの交付や郵送による請求をされた場合は、実費をいただきます。

【問い合わせ】

総務課 庶務係 ☎(83) 1221 ※請求は、役場3階総務課で受付などを行っていますので、お気軽にご利用ください